

## 平成28年度 第2回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成29年2月27日(月) 午後1時30分～3時08分
- 2 開催場所 石川県庁 11階 第1106会議室
- 3 委員の出席 10名中、8名出席  
委員のほか、北陸信越運輸局海事部より斎藤船員労働環境・海技資格課長が説明員として出席
- 4 協議会の概要

開会挨拶 勝木会長、岩本農林水産部次長兼水産課長  
議 事 次第に基づき、順次説明及び質疑応答

### (1) 平成28年度海面利用者講習会の結果報告について

#### 事務局

平成29年2月21日(火)に石川県漁業協同組合ず支所において開催し、漁業者44名、インドネシア人漁業実習生17名及びその他(海上保安部、漁協職員、県・市職員等)23名が参加した旨を報告した。

講習内容は以下のとおり

#### ■講習内容

- ①漁業の安全講習「漁業カイゼン講習会」 (高崎経済大学 久宗教授)  
転落事故や漁労作業中の事故防止のため、各々がチェックシートを用いて、自己の船舶における危険箇所の洗い出しとその改善策について点検した。
- ②海難事故防止について (能登海上保安署 佐藤次長)
- ③漁業関係法令等について (石川県農林水産部水産課 田中課長補佐)

#### 委員

- ・救命胴衣の着用率については、釣り団体やクラブに加入している人はほぼ100%で、団体に加入していない人への啓発が難しい。
- ・釣り場として開放されている港については、港の管理者が救命浮環の設置や救命胴衣の貸し出しを行ってはどうかと思う。

### (2) 「竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限に係る委員会指示」について

#### 事務局

平成17年8月23日に石川海区漁業調整委員会において出された、遊漁者による撒き餌釣りに関する委員会指示について、県内の漁協各支所の意見聴取を経て、海区漁業調整委員会において委員会指示を平成31年3月31日まで延長することとした旨を説明した。

【竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限にかかる委員会指示】

1. 次の(1)から(3)までの区域内において、まき餌(こませ籠及びだんご釣りを含む。)の使用を禁止する。

- (1) かき養殖施設の各部から周囲50メートル以内の区域
- (2) コンクリート面造成したいわのり漁場
- (3) 舢倉島燈台、七ツ島の大島燈台及び嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内の区域

2. 次の区域内において、船釣りを禁止する。

定置網漁業の漁具の各部から周囲200メートル以内の区域

委員

- ・密漁禁止の看板については、県漁協各支所が設置しているが、県下全体の海釣りに関するルール等を周知する看板を県で設置して欲しい。
- ・海区漁業調整委員会指示の内容も漁業者を守るためのものであるから、自分たちの財産は自分たちで守るといった主旨から、漁協が看板を設置してはどうか。

事務局

- ・看板の設置にこだわらず、より効果的な周知方法を検討していきたい。

(3) ライフジャケット着用義務化の拡大について

北陸信越運輸局海事部

平成29年2月1日付けで一部改正のあった船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則について、平成30年2月1日からはこれまで努力義務とされていた1人乗り以外の漁労中の者等へのライフジャケットの着用が義務化されることを説明し、更に平成34年2月1日からは違反点数の付与などの罰則規定が適用されることについて、平成34年までの間に関係者、特に漁業者への周知・徹底を依頼した。

委員

違反点数を累積しておくとも免許取り消しとなるのか。

北陸信越運輸局海事部

- ・免許の取り消しはないが、行政処分として罰金などがある。
- ・違反点数については、平成28年7月1日から見張りの実施義務違反と発航前検査義務違反に対しても付与されることとなった。違反点数が5点に達した時は、再教育講習を受けることにより2点減点となるが、過去に処分歴がある場合は、この減点がなされず業務停止となるため、特に漁業者には注意して欲しい。